

災害情報の入手方法

災害時に備えて、事前に情報の入手方法を確認しておくことが大切です。市では、さまざまな媒体から緊急・防災情報などを発信しています。

平時からの確認とともに、事前の登録やフォローをしておく、いざという時に役立ちます。

●市防災・安全情報メール



●市LINE公式アカウント



●市公式X(旧Twitter)



●調布エフエム ラジオ
FM83.8MHz

●ケーブルテレビ J:COM
地デジ11ch

災害廃棄物の処理については「調布市災害廃棄物処理計画」に定めています。

詳しくは

調布市災害廃棄物処理計画

検索

災害時のごみの分け方・出し方(実践編)ご案内



災害時のごみの出し方について、より詳しいリーフレットを市ホームページに掲載しております。こちら併せてご覧ください。

市ホームページ「災害時のごみの出し方について」

URL: <https://www.city.chofu.lg.jp/070030/p041222.html>



防災用トイレカーを配備

市では、防災用トイレカーを配備。平時は調布基地跡地運動広場の常設トイレや市イベントでの仮設トイレとして活用します。

また、一般社団法人助けあいジャパンと協定を締結、全国の自治体25団体が加盟する災害派遣トイレネットワークに参加し、災害時におけるトイレカーの派遣協力体制を構築しました。



お問い合わせ先
総合防災安全課
電話:042-481-7346

発行

調布市環境部ごみ対策課(調布市野水2-1-1調布市クリーンセンター)
電話:042-306-8200

総務部総合防災安全課(調布市小島町2-33-1文化会館たづくり西館3階)
電話:042-481-7346

登録番号(刊行物番号)
2024-161

災害時のごみの出し方 ガイドブック

✓ 災害時もごみは分別
災害ごみ(片付けごみ)も分別を

災害ごみのスムーズな処理には分別が不可欠!
分別しないと、悪臭や害虫、火災発生の原因にも!

✓ 収集がすぐに始まらないことも

発災3日後からの収集再開を目指します。
市からの情報をご確認ください。(裏表紙参照)

✓ 燃やせないごみ・資源ごみは
一時的に自宅保管を

衛生面を考慮し、燃やせるごみから優先して収集します。



調布市ごみ減量・リサイクルキャラクター
リサッチョ

調布市



調布市ごみ減量・リサイクルキャラクター
エコッチョ

◆災害時に発生するごみの種類

家庭ごみ(生活ごみ)

災害時においても普段の生活で発生する「生活ごみ」

例)燃やせるごみ、燃やせないごみ、ビン、カンなど



携帯トイレ・簡易トイレ

在宅避難時などに発生する使用済みの携帯トイレや簡易トイレなど



災害ごみ(片付けごみ)

災害によって壊れたもの

例)被災した家にあった家具や家電、がれき類など



◆ごみの出し方

いつもの排出場所へ

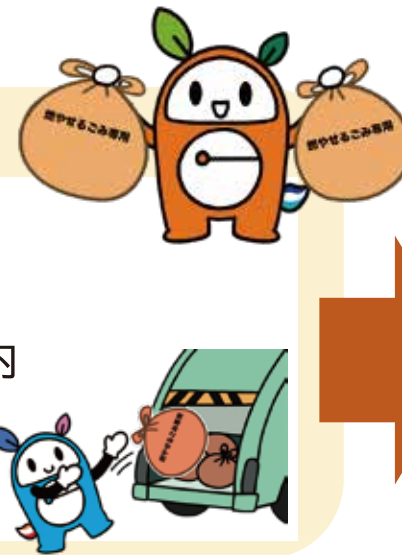
災害時でも**指定収集袋に入れて！**

燃やせるごみ

✓発災後3日目以降、市から収集再開を案内

燃やせないごみ・資源ごみ

✓案内があるまで家庭内で保管



いつもの排出場所か市が指定する場所へ

燃やせるごみとして収集

✓発災後3日目以降、市が排出場所をお知らせ

✓排出時は、中の空気を抜いて口を縛る

✓**他のごみとは混ぜない！**



市が設置する場所(集積所)へ

✓近所の公園などに設置する集積所に分別して排出してください。

✓開設場所は、発災後に市からお知らせします。

出典:環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」



◆収集後の流れ

調布市・ふじみ衛生組合



燃やせるごみ

クリーンプラザふじみで焼却後、東京たま広域資源循環組合へ

燃やせないごみ・資源ごみ

調布市クリーンセンターやリサイクルセンター(ふじみ衛生組合)で中間処理後、再資源化業者へ

ふじみ衛生組合

携帯トイレ・簡易トイレ

クリーンプラザふじみで焼却後、東京たま広域資源循環組合へ

一次仮置場

市が、集積所に持ち込まれた災害ごみをこちらに運びます。市民が車でこちらに直接持ち込むこともできます。



出典:環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

ご家庭での携帯トイレの設置方法

他のごみと混ぜないで！

- ① トイレの便座を上げます。
- ② ポリ袋をしっかりと取り付けます。
- ③ 便座を下ろします。
- ④ 災害用トイレの袋を便座の上からカバーするようにセットします。
- ⑤ 凝固剤
- ⑥ 使用後に凝固剤を上から振りかけます。
- ⑦ 使用後の災害用トイレ袋は、中の空気をしっかりと抜き、結んで、燃やせるごみとして出します。



道路にごみを出さないで！



出典:環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

道路への片付けごみの排出は、緊急車両(消防車や救急車)やごみ収集車などの通行の妨げとなります！

